

肉用子牛生産者補給金制度 契約生産者の皆さんへ

(令和6年度第1四半期 令和6年4月～6月)

令和6年度第1四半期(令和6年4月～6月)の平均売買価格が告示され、黒毛和種について、平均売買価格が保証基準価格を下回ったため、生産者補給金が交付されます。

ただし、「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

生産者の皆様方におかれましても、補給金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

肉用子牛生産者補給金

「黒毛和種」について交付があります

(単位：円/頭)

| 区 分 | | 黒毛和種 | 褐毛和種 | その他の肉専用種 | 乳用種 | 交雑種 |
|----------------|--------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 保証基準価格 | | 564,000 | 514,000 | 328,000 | 164,000 | 274,000 |
| 合理化目標価格 | | 444,000 | 404,000 | 258,000 | 110,000 | 216,000 |
| 令和6年度 第1四半期 | 平均売買価格 | 541,400 | 606,100 | — | 177,500 | 318,500 |
| | 補給金単価 | 22,600 | 交付なし | — | 交付なし | 交付なし |

※「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

小さな負担で
大きな生産者補給金

制度に加入しましょうネ



<静岡県・公益社団法人 静岡県畜産協会>

優良和子牛生産推進緊急支援事業の平均価格等について
(令和6年4月～6月分)

優良和子牛生産推進緊急支援事業実施要綱(令和6年3月18日付け5農畜機第8206号)第4の3の規定に基づき、下記のとおり令和6年4月～6月販売分の平均価格及び奨励金単価を公表します。

今期は、黒毛和種(兵庫県を除く)について、平均価格が発動基準価格を下回ったため、飼養管理向上の取組数に応じて、下記のとおり奨励金を交付します。

記

1 発動基準価格及び平均価格 (単位:円/頭)

| 品種・ブロック | | 発動基準価格 | | | 平均価格 | 奨励金 発動基準 |
|----------|-----------------------|---------|---------|---------|---------|-------------|
| | | A | B | C | | |
| 黒毛和種 | 北海道 | 600,000 | 580,000 | 570,000 | 593,417 | A |
| | 東北 | | | | 531,601 | C |
| | 本州関東以西・四国 (兵庫県を除く) | | | | 561,749 | C |
| | 兵庫県 | | | | 870,039 | — |
| | 九州・沖縄 | | | | 536,117 | C |
| 褐毛和種 | | 550,000 | 530,000 | 520,000 | 606,100 | — |
| その他の肉専用種 | | 350,000 | 330,000 | — | — | — |

2 発動基準ごとの奨励金単価 (単位:円/頭)

| 品種 | 奨励金単価 | | | |
|------|-------|--------|--------|--------|
| | 発動基準 | 取組数2 | 取組数3 | 取組数4以上 |
| 黒毛和種 | A | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| | B | 10,000 | 20,000 | 20,000 |
| | C | 10,000 | 20,000 | 30,000 |

注1:黒毛和種の平均価格は、肉用子牛生産者補給金制度の対象となる6ヵ月齢～12ヵ月齢の肉用子牛の指定市場における取引価格を用い、要綱別表1に定めるブロック別、四半期ごとに算出し、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となる都府県(今回は兵庫県が該当)はブロック別平均価格の計算から除外します。
褐毛和種については、全国で、四半期ごとに算出します。
その他の肉専用種については、令和6年4月～令和7年3月までの取引価格を用いて全国の年平均価格を算出します。

注2:発動基準価格及び平均価格は、消費税込みです。